

商工会ニュースやはばNo.7

【コロナ支援策のお知らせ】

～地域企業経営支援金～ 岩手県支援策

【対象となる方】

令和3年4月～令和4年3月の期間のうち、いずれか1か月の売上が前々年同期比50%以上減少、または連続する3か月の売上が前々年同期比30%以上減少している対象業種を営む中小企業の方が対象となる支援金。

「新型コロナウイルス感染症岩手緊急事態宣言」期間（令和3年8月・9月）を含む場合、

1店舗当たりの上限額 30万円 ⇒ 40万円

1事業者当たりの上限額 150万円 ⇒ 200万円

に上限額が引きあがります。

緊急事態宣言発出以降の申請であっても宣言期間（令和3年8月・9月）を含まない期間での申請の場合は、上限額は引き上げになりません。

※既に本支援金の支給を受けている場合には、宣言期間を含む期間での変更申請が可能です。

【申請様式】

申請様式（変更申請様式含む）等については、商工会窓口または商工会HP
<http://www.shokokai.com/yahaba/>）に掲載しています。

【申請期限】

令和4年3月31日（木）まで ※当日の消印有効

【申請先及び問合せ先】

矢巾町商工会 TEL:019-697-5111

～家賃給付～ 矢巾町支援策

【給付対象となる方】

- ①矢巾町内で、事業所または土地を借り受けて事業を営んでいる中小企業、小規模事業者、個人事業主
- ②給付金受給後も、矢巾町内で事業を継続する意思のある方
- ③令和3年8月～令和4年1月の間のいずれか一月の売上が前々年同期の売上と比べて30%以上減少している方

※創業から2年が経過していないために売上額が前々年分と比較できない場合には、創業からいずれか一月の売上と比較することができます。

※令和2年度に実施した家賃補助・家賃給付事業を申請した方も、要件を満たせば申請できます。

【給付金額】

令和3年8月～令和4年1月の間のいずれか一月に支払った税抜家賃の1/2を掛けた額（千円未満切り捨て）の3か月分（給付額の上限は10万円。計30万円まで）

【申請期限】

令和4年2月28日（月）まで

【申請様式】

申請様式については、矢巾町HP（<https://www.town.yahaba.iwate.jp/>）または矢巾町商工会HP（<https://www.shokokai.com/yahaba/>）に掲載しています。

【申請先及び問合せ先】

矢巾町産業観光課商工振興係 TEL:019-611-2602